

○東御市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月31日

告示第44号

改正 平成30年7月31日告示第57号

改正 令和4年11月28日告示第74号

改正 令和5年9月25日告示第73号

改正 令和7年3月27日告示第34号

改正 令和8年3月27日告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、東御市地域支援事業要綱（平成18年東御市告示第11号）第3条第1項第1号に規定する総合事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧法 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法をいう。
- (2) 訪問介護相当サービス 旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）相当のものとしてこの告示により定めるものをいう。
- (3) 訪問型サービスA 旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和した基準による訪問型サービスをいう。
- (4) 訪問型サービスD 住民主体による移動支援を行う訪問型サービスをいう。
- (5) 通所介護相当サービス 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）相当のものとしてこの告示により定められるものをいう。
- (6) 通所型サービスA 旧介護予防通所介護に係る基準を緩和した基準による通所型サービスをいう。この場合において、レクリエーションを中心として5時間以上事業を実施するものをミニデイサービスといい、運動を中心として2時間以上4時間以内事業を実施するものを筋力トレーニングという。
- (7) 通所型サービスB 要支援者等に対して、住民主体による体操、運動その他の活動を行う通いの場を提供し、閉じこもり等の防止を支援するサービスをいう。
- (8) 通所型サービスC 短期集中して行う通所型サービスをいう。リハビリや運動指導の有資格者が3～6か月の期間で運動器の機能向上、栄養改善等のプログラムを行う。

(9) 介護予防ケアマネジメントA 原則的な介護予防ケアマネジメントをいう。

(10) 介護予防ケアマネジメントB 簡略化した介護予防ケアマネジメントをいう。

(実施主体)

第3条 総合事業の実施主体は、市とする。ただし、訪問型サービスD及び通所型サービスBについては、補助金の交付の決定を受けた住民主体の実施団体（以下「補助団体」という。）により事業を実施する。

2 市長は、総合事業の利用者、サービス内容及び費用負担額の決定を除き、指定事業者を指定し、又は適切、公正かつ効率的に実施することができると認められる社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他適当と認められる法人等に委託し、事業を実施することができる。

(事業内容及び対象者)

第4条 総合事業として実施する事業、事業内容及び対象者は、別表第1に定めるものとする。

(総合事業の実施方法)

第5条 別表第1に定める事業のうち、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスについては、指定事業者が実施し、訪問型サービスA及び通所型サービスA、通所型サービスCについては、指定事業者又は委託事業者が実施する。

(サービスに要する費用の額)

第6条 訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスに要する費用の額は、別表第2に掲げるサービスの種類に応じ、1単位の単価に単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、費用の額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 訪問型サービスA、通所型サービスA、通所型サービスC、介護予防ケアマネジメントA及び介護予防ケアマネジメントBに要する費用の額は、市長が別に定める。

(訪問型サービス（D型を除く。）及び通所型サービス（B型を除く。）に係る支給額)

第7条 訪問型サービス（D型を除く。）及び通所型サービス（B型を除く。）において、市が総合事業の利用者に支給するサービスの支給費の額は、前条の規定により算定したサービスに要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

2 サービスの利用者が法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）である場合にあっては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 サービスの利用者が法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者

等である場合にあっては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(支給限度額)

第8条 市が総合事業の利用者に支給する支給費の限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度額基準額（平成12年厚生省令告示第33号）第2に規定する要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、総合事業において、法第61条及び法第61条の2に規定される高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業については、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

(指定事業者等の運営基準)

第10条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、東御市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年東御市告示46号）に従って事業を行わなければならない。

2 委託事業者及び補助団体は、市長が別に定める基準に従って当該事業を行わなければならない。

(利用者の費用負担)

第11条 利用者は総合事業によるサービスに要した原材料費等の実費相当分を負担しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の費用は、総合事業を実施する指定事業者、委託事業者及び補助団体（次条において「事業者等」という。）において徴収する。

(情報の保護等)

第12条 事業者等は、東御市個人情報保護法施行条例（令和4年東御市条例第18号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。実施する者又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

2 事業者等は、総合事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分しなければならない。

3 事業者等は、サービスの利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

4 事業者等は、総合事業に従事している者の資質を高めるため、市が必要と認めた研修会等に当該事業に従事している者を参加させるものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日告示第57号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の東御市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に居宅要支援者等が受けた訪問型サービス及び通所型サービスにおいて支給するサービスの支給費の額について適用し、同日前に居宅要支援者等が受けた訪問型サービス及び通所型サービスにおいて支給するサービスの支給費の額については、なお従前の例による。

附 則（令和4年11月28日告示第74号）

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年9月25日告示第73号）

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日告示第34号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第32号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業名	事業内容	対象者
訪問介護相当サービス	旧介護予防訪問介護に相当するサービス	要支援認定者及び事業対象者
訪問型サービスA	生活支援員による調理、掃除等の生活援助等を行うサービス	
訪問型サービスD	住民主体による、移動支援サービス	
通所介護相当サービス	旧介護予防通所介護に相当する通所型サービス	
通所型サービスA	通所により自立支援に資する運動・レクリエーション等の活動を行うサービス	
通所型サービスB	要介護者又は要支援者等に対して、住民	要介護認定者、要支

	主体による体操、運動その他の活動を行う集いの場を提供し、閉じこもり等の防止を支援するサービス	援認定者、事業対象者及び地域住民
通所型サービスC	リハビリや運動指導の有資格者が3～6か月の期間で運動器の機能向上、栄養改善等のプログラムを行う短期集中予防サービス	要支援認定者及び事業対象者
その他の生活支援サービス事業 (第1号生活支援事業)	栄養改善を目的とした配食、住民ボランティアが行う訪問による見守り等	
介護予防ケアマネジメントA 介護予防ケアマネジメントB (第1号介護予防支援事業)	訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービスのサービスが適切に利用できるようケアマネジメントを行う事業	
介護予防把握事業	地域に出向き、運動機能能力を測定・評価する機会を通じて、支援を要する者を把握し、介護予防事業へつなげる事業	
介護予防普及啓発事業	一般介護予防教室を開催し、介護予防に資する基本的な知識・運動を普及啓発する事業	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成支援及び社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を行う事業	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防活動の普及啓発のため、リハビリ専門職等が出前講座や講演会等を行う事業	
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業の事業評価を行い、その評価結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る事業	

別表第2（第6条関係）

サービスの種類	単位数	1 単位の単価
訪問介護相当サービス	地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙地域支援事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）の別添1の1訪問介護員等によるサービス費（訪問介護現行相当サービス費）に定める単位数	厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に基づき、10円に東御市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
通所介護相当サービス	国実施要綱別添1の2通所介護事業者の従業者によるサービス費（通所介護現行相当サービス費）に定める単位数	単価告示の規定により10円に東御市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額